

施策評価調書(28年度実績)

施策コード I-3-(2)

政策体系	施策名	障がい者の就労支援	所管部局名	福祉保健部	長期総合計画頁	47
	政策名	障がい者が地域で暮らし働ける社会づくりの推進	関係部局名	福祉保健部、商工労働部、教育庁		

【 I . 主な取り組み】

取組No.	①	②
取組項目	障がい者雇用率日本一に向けた支援の充実	障がい者の工賃向上のための支援の充実

【 II . 目標指標】

指 標		関連する 取組No.	基準値		28年度			31年度	36年度	目標達成度(%)				
			年度	基準値	目標値	実績値	達成度	目標値	目標値	25	50	75	100	125
i	障がい者雇用率の全国順位(位)	①	H26	2	1	3	95.7%	1	1					
ii	障がい者の福祉的就労に係る平均工賃月額 の全国順位(位)	②	H25	12	8 (H27)	15 (H27)	82.5%	全国 トップレベル	全国 トップレベル					

【 III . 指標による評価】

評価	理 由 等			平均評価
i	概ね 達成	就労継続支援A型事業所の設備整備への支援をはじめ、障がい者雇用アドバイザーが社会福祉法人や民間企業等を訪問し職務設計等を助言する取り組み、さらには一般企業での障がい者雇入れ体験事業や特別支援学校での就労支援の取り組み等により、目標値を概ね達成することができた。		概ね 達成
ii	達成 不十分	単独の障害福祉サービス事業所では受注が困難な大ロット作業等を共同受注窓口で受注できる体制を整備するとともに、新たに立ち上げた作業別部会における商品開発等への積極的な取り組み等により平均工賃月額は上昇したものの、他県の伸び率も高く、目標値を達成することができなかった。 なお、H28年度実績値がH30年2月確定予定のため、H28年度の目標値と実績値はH27年度の数値を記載している。		

【IV. 指標以外の観点からの評価】

取組 No.	指標以外の観点からの評価
①	<ul style="list-style-type: none"> ・就労継続支援A型事業所の新設又はB型事業所からの転換を促進するため、A型事業所の設備整備等を支援し、障がい者雇用の拡大を図った。補助件数:8件、定員増員数:115名 ・障がい者雇用アドバイザーが社会福祉法人や、製造業、卸・小売業、宿泊、飲食、その他サービス業等の民間企業を訪問し、障がい者雇用の拡大を図った。訪問先法人:220社、雇用実績:97人 ・障がい者雇用未経験企業等の雇用を促進するため、150件の雇入れ体験を行い、77名の就職に結びついた。 ・特別支援学校において、一般就労を希望した生徒の就労率(希望達成率)がH27年度から9.3ポイント上昇(73.7%→83.0%)するとともに、一般就労率がH27年度から3.7ポイント上昇(23.3%→27.0%)した。 ・特別支援学校就労支援アドバイザーが2,438社を訪問し、新規に248社を進路先及び実習先として開拓した。
②	<ul style="list-style-type: none"> ・大量発注等に対し、障害福祉サービス事業所が共同して受注を行うことができる体制の整備促進が図られた。 ・共同受注販売実績額が増加した。 H27年度: 58,462,012円 → H28年度: 64,284,814円

【V. 施策を構成する主要事業】

取組 No.	事業名(28年度事業)	事業コスト(千円)	事務事業評価		主要な施策の成果掲載頁
			総合評価	29年度の方向性	
①	障がい者就労環境づくり推進事業	16,047	A	継続・見直し	67
	障がい者雇用総合推進事業	17,258	B	継続・見直し	132
	特別支援学校就労支援事業	31,470	A	継続・見直し	207
②	障がい者工賃向上計画推進事業	18,645	A	継続・見直し	68

【VI. 施策に対する意見・提言】

<p>○大分県障害者施策推進協議会(H28.8)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低賃金が上がっているので、障がい者の工賃も上がるように取り組んでほしい。 ・障がい者の就農は地域振興や工賃向上につながり高齢化農業の担い手不足を補うことができる。 	<p>○大分県障がい者工賃向上推進委員会(H28.8)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同受注事務局を企業に対してさらに広報することで、企業の軽作業等を障害福祉サービス事業所が実施できる仕組みがあると企業も助かる。
---	---

【VII. 総合評価と今後の施策展開について】

総合評価	施策展開の具体的内容
B	<ul style="list-style-type: none"> ・県を挙げての一体的な取り組みを強化し、障がい者雇用率日本一を早期に実現する。 ・障害者就業・生活支援センター等に配置する障がい者雇用アドバイザーを3名から6名に増員し、訪問対象企業の全業種への拡大、法定雇用率の引上げを見越した企業の新規開拓、福祉的就労事業所での人材の掘り起こし等、障がい者の就労、定着に係る支援を強化する。 ・共同受注窓口と各障害福祉サービス事業所等との連携を強化し、より効率的かつ持続可能な受注体制を整備する。 ・農業に取り組む障害福祉サービス事業所に対し農業の専門家であるアグリ就労アドバイザー等を派遣し、農産物の生産や加工に係る技術指導や販路拡大を支援する。 ・障害者優先調達推進法に基づき作成した調達方針を踏まえ、県、市町村等による官公需のさらなる発注促進に取り組む。 ・障がい者雇用率が低い精神障がい者等の就労を支援するため、企業の人事担当者向けに精神・発達障がい者の採用、雇用管理に関する研修を実施する。 ・特別支援学校生徒の進路先及び実習先の開拓を推進するため、特別支援学校就労支援アドバイザーを増員するとともに、障がい者雇用アドバイザー等との情報交換のための会議を年間2回開催するなど、連携を強化する。 ・特別支援学校技能発表会の開催にあたり、A型事業所及び障がい者雇用アドバイザーが開拓した企業への案内を行うなど、障がい者雇用への啓発と理解促進に取り組む。